



令和8年度

新たな生活を始める新婚夫婦の住居費や引越し費用の一部をサポートします

米原市結婚新生活支援事業補助金

申請期間

令和8年4月1日(水) ~ 令和9年3月15日(月)

- ※ 予算がなくなり次第、受付を終了いたします。
- ※ 申請後、3年以内に米原市外へ転出されたときは、補助金を返還いただく場合があります。



受給要件

※ 詳細については、右下の二次元コードから市ウェブサイトをご覧ください。

- 1 交付申請時において、夫婦ともに住民票の住所が申請に係る住宅の住所であること。
- 2 新婚世帯（令和8年1月1日以降に婚姻）であって、夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下であること。
- 3 新婚世帯以外の**住宅購入に限り**、令和3年4月1日以降に婚姻した世帯であって、夫婦ともに住宅取得日における年齢が39歳以下であること。
- 4 市税の滞納がないこと。
- 5 過去にこの制度に基づく補助を受けていないこと。
- 6 **住宅に係る国等の交付金や補助金を他に受けていないこと。**
※ただし、本補助金との重複受給が不適切でない、社会通念上認められる状況（低所得、失業、被災等）を除く。
- 7 夫婦のいずれもが日本国籍を有している、または日本国の永住権を有していること。
- 8 3年以上市内に居住する予定であること。
- 9 夫婦のいずれもが地域少子化対策重点推進交付金実施要領別記に規定される講座等を受ける見込みであること。（※裏面参照）

補助金額

住宅購入費用

夫婦とも29歳以下

60万円

夫婦とも39歳以下

30万円

賃借・引越し費用

夫婦とも29歳以下

24万円

夫婦とも39歳以下

12万円

対象費用

令和8年4月1日から令和9年3月15日に支払った
婚姻に伴う**住宅購入費用、住宅賃借費用、引越し費用（賃借住宅への引越しのみ）**



申請・お問合せ先

米原市 こども政策部 こども若者応援課（本庁舎2階）

〒521-8501 米原市米原1016番地

☎ 0749-53-5127 ✉ kodomo@city.maibara.lg.jp



申請様式等はこちら

令和8年度米原市結婚新生活支援事業補助金

上限額フローチャート

※補助金額は、限度額です。

※令和8年4月1日から令和9年3月15日までに支払った費用が対象です。

Start

婚姻日が
令和8年1月1日以降で、
婚姻日の年齢が
夫婦とも39歳以下である。
※その他諸条件あり。

Yes

住宅を？

借りた・引越した

建てた・買った

婚姻日の年齢が
夫婦とも29歳以下である。

Yes

No

24万円

12万円

👑 住宅 **賃貸** 補助の対象

婚姻日の年齢が
夫婦とも29歳以下である。

Yes

No

👑 住宅 **購入** 補助の対象

※他の国等の住宅に係る交付金や補助金を
受けていないことが条件です。

婚姻日が
令和3年4月1日以降で、
住宅取得日の年齢が
夫婦とも39歳以下である。

No

Yes

60万円

30万円

Yes

No

住宅取得日の年齢が
夫婦とも29歳以下である。

補助対象外



受給要件の講座等(いずれか一つを選択)

- ① ライフデザイン支援講座の受講
- ② プレコンセプションケアに関する講座の受講
- ③ 医療機関への妊娠・出産に関する相談
- ④ 共家事・子育て講座の受講

こちらから
ご覧ください

講座情報
(県ウェブサイト)



①・②・④の要件を満たす動画および講座情報について

滋賀県の公式WEBサイトに掲載されている動画または講座を受講することで補助金の受給要件を満たすことができます。

- ※ 二次元コードから詳細をご確認いただき、講座等を選択してください。
- ※ 動画を視聴された場合は、視聴後アンケートの提出が必要です。
- ※ ③に該当する方は申請書に医療機関名等をご記入いただくことで要件を満たすことができます。